金融センターに奉仕する外交

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

公共財としての予見可能性

外交が金融センターにもたらす第一の価値は、予見可能性です。シンガポールに資産を置く顧客は、10年、20年という時間軸でこの法域に賭けることになります。国家が戦争や近隣諸国との突然の断絶、恣意的な路線変更を避けてきたのであれば、その賭けはより安全になります。1965年以降のシンガポールの実績は、こうした条件を満たしています。外交政策は60年の間に力点を移しながらも、その方向性を保ってきました。1997年と2008年の危機の年にも、近隣諸国や大国との関係は安定していました。

予見可能性は、政治リスク・プレミアムも引き下げます。投資家や貸し手は、ある法域が政治的理由で資産を凍結し、資本規制を課し、あるいは紛争に巻き込まれるリスクを価格に織り込みます。シンガポールは国際法を一貫して適用しており、制裁も明示された根拠に基づく場合に限って科す姿勢をとっています。そのため顧客は、自らの資産が影響を受けうるのはどのような場合かを明確に把握できます。ルールの中には顧客の気に入らないものもあるでしょう。それでも、ルールがどのように適用されるかは予測できるのです。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

金融サービスの市場アクセス

貿易協定は、モノだけでなく金融サービスについても市場を開きます。米国との協定、欧州連合との協定、そして地域協定には金融サービスに関する章が設けられています。これらの章は、外国の銀行、保険会社、資産運用会社の拠点設立、特定のサービスの越境提供、規制の透明性について定めています。[1] こうした約束は、シンガポールの金融機関が海外展開する際にそれを保護します。同時にシンガポール自身も、自国市場において外国金融機関を差別なく扱う義務を負います。これにより、第D部第IV章で述べた開放性がさらに強化されます。

ASEAN域内では、金融市場の統合はモノの貿易よりも緩やかにしか進んでいません。それでも、銀行統合、資本市場協力、決済の相互接続に関する合意によって、シンガポールの銀行や決済事業者が域内で事業を展開する経路が生まれています。[2] シンガポールと複数のASEANパートナーとの間のリアルタイム決済システムの越境接続は、中央銀行間の外交的合意に基づく金融統合の一例です。関係する地域機関については第F部第V章で説明します。

規制と税務の協力

現代の金融規制は国際的な営みです。シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore、MAS）は、外国の監督当局と覚書を締結し、国境を越えるグループの監督で協力し、バーゼル、パリ、マドリードの基準設定機関に参加しています。国家の外交的な地位は、この取組みを支えています。外国の監督当局は、信頼する法域の規制であれば、より進んでそれを承認するからです。承認が得られれば、シンガポールを拠点とする金融機関は外国市場にアクセスしやすくなり、その顧客も重複した手続を免れます。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

税務外交も同じ論理に従います。前述した約100の国・地域との条約ネットワークは、投資家を二重課税から守ります。税務情報の交換に関する国際基準にシンガポールが参加したことで、2000年代初頭に複数の金融センターに向けられていたタックスヘイブンとの非難は払拭されました（第E部第II章参照）。ウェルスマネジメントの中心地にとって、このレッテルは重要です。欧米の機関投資家、ファミリーオフィス、銀行は、非協力的な国の一覧に掲載された法域を避けるからです。したがって、シンガポールをこうした一覧から外しておく外交は、金融センターに対する直接的な貢献となります。

評判の一部としての制裁政策

制裁政策は最も慎重な対応を要する分野です。国際的な制裁を無視する金融センターは制裁逃れの経路となり、ドル決済システムへのアクセスを失うおそれがあります。逆に、あらゆるパートナーが提案するあらゆる制裁を採用するセンターは、西側陣営の外にある国々の顧客の信頼を失います。シンガポールは、国際連合の制裁を法律に基づいて適用し、それに加えて例外的な場合に限り、明示された根拠に基づく独自措置をとるという線を引いています。2022年のロシアに対する措置は、そうした例外的な場合に当たりました。

この政策は、金融機関に特有の負担を課します。金融機関はシンガポールの措置を適用しなければなりません。そのうえで、自らの事業、通貨、職員が米国、欧州連合、英国の制裁制度の対象となる場合には、それらの制裁も尊重する必要があります。国家の外交上の一貫性が、金融機関をこの任務から解放するわけではありません。ただし、特定の取引を拒否する理由を顧客に説明するための明確な枠組みは与えてくれます。詳細は第H部第IV章で説明します。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

国際機関の誘致、会議の開催、都市のブランド

外交は都市のブランドも形作ります。シンガポールに地域事務所を置く国際機関、シンガポールが主催する会議や首脳会合、そして市内に所在する国際的な裁判所や仲裁機関は、いずれも中立的な会合の場というイメージに寄与しています。これらの機関については第F部第V章で、紛争解決サービスについては第F部第II章と第F部第III章で説明します。都市の名を冠した調停に関するシンガポール条約は、金融センターの法務サービスを強化する外交的イニシアティブの最も明確な例です。

このブランドには、測定しにくい商業的価値があります。ジャカルタ、上海、ムンバイの一族が、持株構造、信託、あるいはファミリーオフィスのための法域を選ぶ際には、安定性、法的確実性、評判を比較します。そのいずれの面でも、国家の外交政策が一定の役割を果たしています。2019年の香港での抗議活動と、それに伴うウェルスマネジメント業務の一部のシンガポールへの移転（第I部第V章で検討）は、金融センターの政治的安定性に対する認識が、資産の流れにいかに速く影響しうるかを示しています。

注

1. シンガポールの自由貿易協定における金融サービスの章、特に米国・シンガポールFTA第10章およびEU・シンガポールFTA第8章については、貿易産業省（Ministry of Trade and Industry）および欧州委員会（European Commission）が公表している条文を参照。 ↩
2. ASEAN Banking Integration Framework（2014年承認）、ASEAN資本市場フォーラム（ASEAN Capital Markets Forum）の活動、ASEAN地域決済接続イニシアティブ（2022年）。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com